第1章総則

第1条 (特定スマホ端末保証サービス)

佐賀シティビジョン株式会社(以下「当社」といいます)と当社の契約事業者である株式会社アイテム(以下「アイテム」といいます)は特定スマホ端末保証サービス約款(以下「本約款」といいます)を定め、これにより特定スマホ端末保証サービス(以下「本サービス」といいます)をサービス契約者(以下「契約者」といいます)に提供します。

第2条 (本約款の変更)

当社は、本約款(別表を含みます)を契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の約款によります。

第3条 (用語の定義)

本約款 (別表を含みます) においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用しまり。		
用語	用語の意味	
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約	
契約者	当社と本契約を締結している者	
特定スマホ端末	当社で契約した SIM カードを挿入して使用する別表3に記載した特定スマホ端末	
代替携带端末	契約者に修理済端末を提供する迄の間、アイテムが契約者に貸与する携帯端末	
修理済携帯端末	修理対象の特定スマホ端末を修理したもの	
メーカー保証	本サービスの対象となる携帯端末の製造者が 行う保証	
SIM カード	Subscriber Identity Module Card の略で 電話番号を特定するための固有の ID 番号が 記録された IC カード	
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所	

第2章 本サービスの提供

第4条 (本サービスの提供範囲)

- 1 本サービスは、第 6 条(サービス内容)に定めるサービスを契約者に提供します。
- 2 本サービスの対象とする特定スマホ端末は当社が契約者に提供する日本 ケーブルテレビ連盟推奨の SIM カードを挿入して使用する携帯端末のう ち、当社が指定した携帯端末に限ります。
- 3 本サービスの対象とする特定スマホ端末は日本国内で販売された携帯端 末でメーカー発売日から 4 年以内のものとします。ただし、本サービス申込 時において、当社の提供する端末延長保証サービスを利用している契約 者についてはこの限りではありません。
- 4 本サービスの対象とする特定スマホ端末は、以下のいずれかに該当するもの を除きます。
 - ① 技適マーク(総務省令で定められた技術基準適合証明等のマーク)が付されていないもの。
 - ② IMEI 番号の確認ができないもの。
 - ③ 契約者の特定スマホ端末が本サービス申込み時に、既に故障、 全損または一部破損しているもの。
- 5 本サービスの提供期間は本サービス提供日から第23条(本サービス 提供の終了)乃至第25条(当社が行う契約解除)に定める理由 により本サービスの契約が終了する迄とします。
- 6 SIM カードは本サービスの対象外とします。

第5条 (本サービスの提供条件)

当社は、以下の各号に定める条件を全て満たす場合にのみ、本サービスを契約者に提供します。

- ① 当社に SIM カードを提供すると同時に本サービス提供の申込み手続き が行われること。
- ② 本サービス提供の申込み手続き時に特定スマホ端末に故障、全損また は一部破損がないことを当社が別途指定する方法で確認し、尚且つ、 第4条(本サービスの提供範囲)を満たすこととします。
- ③ 修理対象の特定スマホ端末に SIM カードが挿入されている場合、SIM カードが取外されていること。
- ④ 改造(分解改造・部品の交換・塗装等)が施されている特定スマホ端 末は、改造部位を純正品に戻すこと。
- ⑤ 当社は、特定スマホ端末に含まれるデータ(アドレス帳、データフォルダ、メール等)に関する一切の責任を負わないこと。
- ⑥ 本サービスの提供に伴い特定スマホ端末の修理のために取外した機械 部品及び外装ケース等は契約者に返却しないこと。

第6条 (サービス内容)

- 1 当社は、第7条(修理済携帯端末の提供対象となる事故)に定める特定スマホ端末の故障、全損または一部破損が生じた場合、契約者からの修理の申出(以下「特定スマホ端末の修理の申出」といいます)により修理済携帯端末の提供を行います。また、修理済携帯端末が提供される迄の期間、代替携帯端末を契約者に貸与します。
- 2 特定スマホ端末の修理の申出を受けた場合、申出の内容を精査し、 本サービスによる特定スマホ端末の修理の対象と判断した場合は特段 の理由がない限り、代替携帯端末 1 台と修理の対象となる特定スマホ 端末を返送するためのパッケージー式を契約者の登録した住所または 当社にアイテムが別に定める方法により送付します。
- 契約者は、当社が送付した代替携帯端末を受領したときは、第14条 (修理対象の特定スマホ端末の送付)の定めに従いアイテム指定先 に修理の対象となる特定スマホ端末を送付して頂きます。
- 4 修理済携帯端末の提供準備ができ次第、修理済携帯端末と代替携 帯端末を返送するためのパッケージー式を契約者の登録した住所また は当社にアイテムが別に定める方法により送付します。
- 5 契約者は、アイテムが送付した修理済携帯端末を受領したときは、第 15条(代替携帯端末の返送)の定めに従いアイテム指定先に代替 携帯端末を返送して頂きます。
- 6 契約者は、修理済携帯端末が新製品の出荷時と同等の状態に初期 化したものである場合があることを承諾して頂きます。
- 7 特定スマホ端末を修理する場合、第 19 条 (特定スマホ端末の修理) の定めに従い修理を行います。
- 8 本サービスは原則として修理済携帯端末の提供を行いますが、修理部 品不足等の事由により修理が困難であるとアイテムが判断した場合は、 別途アイテムが指定する同等機種を修理済携帯端末として提供する 場合があります。
- 9 第1項に基づきアイテムが提供する修理済携帯端末の OS のバージョンは本サービス提供日の特定スマホ端末のバージョンと異なる場合があります。
- 10 第1項に基づき当社が提供する修理済携帯端末は、電池パックの他は原則として付属品その他の製品は含まれません。ただし、第8項に基づきアイテムが提供する修理済携帯端末が別途アイテムが指定する同等機種となる場合は、当該機種の付属品各1個も併せて送付する場合があります。
- 1 1 不在または届出られた住所の誤り等により、アイテムが別に定める期間を経過しても代替携帯端末の再配達が完了しなかった場合は、特定スマホ端末の修理の申出は取消されたものとみなします。

第7条(修理済携帯端末の提供対象となる事故)

- 1 本サービスの対象とする特定スマホ端末の自然故障(取扱説明書等の注意書きに従った正常な使用状態のもとで発生した故障)。
- 2 偶然の事故による本サービスの対象とする特定スマホ端末の水濡れ、 全損または一部の破損。

第8条 (修理済携帯端末の提供対象とならないケース)

- 1 特定スマホ端末の修理の申出事由が、本サービスの対象とする特定スマホ端末の紛失や盗難によるものであるとき。
- 2 特定スマホ端末の修理の申出が第21条(禁止事項)に定める禁止 事項のいずれかに該当するとき。
- 3 過去に本約款への違反があり、特定スマホ端末の修理の申出時においてなお当該違反が是正されていないとき。
- 4 過去に同一名義の特定スマホ端末の修理の申出内容に虚偽申告が あったと当社が判断したとき。
- 5 特定スマホ端末の修理の申出時において、支払期限を経過してもなお 支払頂いていない月額料があるとき。
- 6 特定スマホ端末の修理の申出事由が、本サービスの対象とする特定スマホ端末の傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害で携帯端末の機能に影響が生じていないものであるとき。
- 7 特定スマホ端末の修理の申出事由が本サービスの対象とする特定スマ ホ端末の消耗、変質、変色等による損害であるとき。
- 8 本サービスの対象とする特定スマホ端末が加工、改造(第5条第1項 第5号により改造部位を純正品に戻したものを除きます)、解析(ソフトウエアの改造、解析(ルート化等を含む)、リバースエンジニアリング、 逆コンパイル、または逆アセンブルを含む)されたものであるとき。
- 9 特定スマホ端末の修理の申出事由が本サービスの対象とする特定スマホ端末の誤使用により生じたものであるとき。
- 10 特定スマホ端末の修理の申出事由が本サービスの対象とする特定スマ ホ端末または外部メモリ媒体に保存されていた画像データ・電話帳データ・電子メールデータ・音源データ・ICカード内のデータ、その他一切の電 子データの消去による損害であるとき。
- 11 特定スマホ端末の修理の申出事由がコンピュータウイルスによる障害に 起因するものであるとき。
- 12 特定スマホ端末の修理の申出事由が契約者の故意または重大な過失により発生したものであるとき。
- 13 特定スマホ端末の修理の申出事由が地震、噴火、津波、洪水等の天災により発生したものであるとき。
- 14 特定スマホ端末の修理の申出事由が戦争、暴動またはテロにより発生したものであるとき。
- 15 特定スマホ端末の修理の申出事由が差押え等の国または地方公共団体による公権力の行使により発生したものであるとき。
- 16 特定スマホ端末の修理の申出事由が核燃料物質、放射能汚染により 発生したものであるとき。

第9条(メーカー保証の優先)

故障時期及び内容がメーカー保証の対象となる場合、本サービスの利用に対してメーカー保証が優先します。従って、本サービスの期間中であっても、契約者にメーカー保証による対応をお願いすることがあります。

第10条 (特定スマホ端末の修理の申出の方法)

第7条(修理済携帯端末の提供対象となる事故)に定める事故が発生し、特定スマホ端末の修理の申出を希望する場合は、アイテムが別に定める方法に従い特定スマホ端末の修理の申出が必要です。アイテムは、特定ス

マホ端末の修理の申出に対し、契約者本人からの申出であることを確認します。

第11条 (修理済携帯端末の利用回数及び負担金)

- 1 契約者への本サービス開始日を起算日として、1年間に2回迄利用可能です。特定スマホ端末の修理の申出時において、過去1年間に既に2回、修理済携帯端末の提供を受けている場合は、1年を経過する迄修理済携帯端末の提供はできません。
- 2 契約者が修理済携帯端末の提供を受ける場合、本契約者は、別表 2(負担金)に定める負担金を当社にお支払い頂きます。なお、当社は、 お支払い頂いた負担金について、いかなる事由であっても返金には応じ かねます。

第12条 (修理済携帯端末の保証期間)

契約者は、第6条(サービス内容)に基づきアイテムが契約者に送付した修理済携帯端末について、受領した時点で破損、自然故障その他不具合を発見した場合は、修理済携帯端末受領後14日以内にその旨をアイテムが別に定める連絡先に申出る必要があり、アイテムの指示に従い当該不具合の発見された修理済携帯端末をアイテムに返送して頂きます。アイテムは、特段の事由がある場合を除き、第19条(特定スマホ端末の修理)に基づき修理を行い、契約者に修理済携帯端末を提供します。なお、本条に基づく修理済携帯端末の提供は、前条(修理済携帯端末の利用回数及び負担金)第1項に定める修理済携帯端末の利用回数には算入されません。本条に基づき修理済携帯端末受領後14日以内に契約者より申出のなかった不具合または自然故障については、後日、契約者からの申告があった場合は、前条(修理済携帯端末の利用回数及び負担金)第1項に定める修理済携帯端末の利用回数とび負担金)第1項に定める修理済携帯端末の利用回数に算入されます。

第13条 (所有権の移転)

アイテムにおいて特定スマホ端末を修理した場合における故障部品及び第6条(サービス内容)第8項に基づきアイテムが指定する同等機種を修理済携帯端末として提供した場合における特定スマホ端末の所有権は、全てアイテムに移転し、帰属します。

第14条 (修理対象の特定スマホ端末の送付)

- 1 契約者は、第6条(サービス内容)に基づきアイテムが送付した代替 携帯端末を受領したときは、特定スマホ端末の修理の申出事由が特 定スマホ端末の修理の申出の時点において修理対象の特定スマホ端 末の送付が困難であるとアイテムが認めた場合を除き、受領後14日以 内に、修理対象の特定スマホ端末をアイテムが定める方法によりアイテム指定先に送付して頂きます(SIMカード等、外部メモリ媒体及び付属 品その他の製品を除いた状態で送付して頂きます)。
- 2 万一、契約者が当社の指定する物品等以外のものを送付した場合、 当社は、契約者が当該送付した物品等にかかる所有権その他一切の 権利を放棄されたものとみなし、当該物品等を当社が適当と判断する 方法により廃棄、処分等することができ、契約者は、これに異議を唱え ることはできません。当社は、契約者に対し、当該物品等及び当該物 品等に含まれる情報等の取扱い及び返送について責任を負いません。

第15条 (代替携帯端末の返送)

1 契約者は、第6条(サービス内容)に基づきアイテムが送付した修理 済携帯端末を受領したときは、受領後14日以内に、代替携帯端末 をアイテムが定める方法によりアイテム指定先に返送して頂きます(SIM カード等、外部メモリ媒体及び付属品その他の製品を除いた状態で返 送して頂きます)。

- 2 万一、契約者が当社の指定する物品等以外のものを送付した場合、 当社は、契約者が当該送付した物品等にかかる所有権その他一切の 権利を放棄されたものとみなし、当該物品等を当社が適当と判断する 方法により廃棄、処分等することができ、契約者は、これに異議を唱え ることはできません。当社は、契約者に対し、当該物品等及び当該物 品等に含まれる情報等の取扱い及び返送について責任を負いません。
- 3 アイテムに送付された代替携帯端末に故障、全損または一部破損が確認された場合、第 11 条(修理済携帯端末の利用回数及び負担金)に基づく本サービスの利用が発生し、本サービスの利用回数を1回加算するものとします。また、契約者は、別表2(負担金)に定める負担金を支払って頂きます。なお、当社は、お支払い頂いた負担金について、いかなる事由があっても返金には応じかねます。

第16条 (修理対象の特定スマホ端末内部のデータの消去)

修理対象の特定スマホ端末の送付時には、修理対象の特定スマホ端末内に記録された一切のデータ(※)を契約者において事前に全て消去して頂きます。契約者が送付した修理対象の特定スマホ端末にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害について当社は、一切の責任を負いません。また、修理対象の特定スマホ端末内に記録されていたデータの交換もしくは修理済携帯端末への移行は、契約者自身の責任で実施して頂きます。

※発着信履歴・電話帳データ・電子メールデータ・画像データ・音源データ、 その他一切のデータを含みます (ただし、携帯端末の出荷時点で記録されているもの等、契約者において消去できないデータを除きます)。

第17条 (送料)

本サービスに伴う送料は、原則としてアイテムの負担とします。ただし、契約者が修理対象の特定スマホ端末または代替携帯端末またはアイテムが指定する書類をアイテムが定める方法以外の方法により送付する場合は、当該送付にかかる送料は契約者に負担して頂きます。

第18条 (違約金)

契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、別途当社が指定する期日迄に、当社が別に定める方法により、違約金として代替携帯端末の新品の端末代金相当額を当社に支払って頂きます。なお、当社は、契約者が支払った違約金について、いかなる事由であっても返金には応じかねます。

- ① 第14条(修理対象の特定スマホ端末の送付)第1項の定めに違 反し、修理対象の特定スマホ端末を送付期限内にアイテムに送付し なかった場合。
- ② 第15条(代替携帯端末の返送)第1項の定めに違反しアイテム が送付した代替携帯端末をアイテムの指定した期日迄にアイテムに 返送しなかった場合。
- ③ 携帯端末の交換もしくは修理の申出を取消したにもかかわらず、第 20条(特定スマホ端末の修理の申出の取消し)の定めに違反しア イテムが送付した代替携帯端末をアイテムの指定した期日迄にアイテ ムに返送しなかった場合。
- ④ 第 21 条 (禁止事項) の定めに違反して特定スマホ端末の修理の 申出をした場合。

第19条 (特定スマホ端末の修理)

本サービスに基づき契約者から送付された修理対象の特定スマホ端末は、 アイテムが指定する修理業者において修理を行います。また、アイテムは、純 正品以外の部品を使用することができ、この場合、当該対象商品において 一般的に妥当と認められる水準で修理を行います。

なお、電池パックの消耗は本サービスの対象外となりますが、契約者からの申 出があれば実費にて電池パックの交換を行います。

第20条 (特定スマホ端末の修理の申出の取消し)

第 10 条 (特定スマホ端末の修理の申出の方法) に基づき特定スマホ端末の修理の申出を行った場合であっても、正当な理由があると当社が認めるときは、アイテムが送付した代替携帯端末等の梱包が開封されていない場合でかつ特定スマホ端末の修理の申出後 8 日以内にお申出頂いた場合に限り、契約者は、特定スマホ端末の修理の申出を取消すことができます。この場合契約者は、アイテムが別途指定する期間内にアイテムが第 6 条 (サービス内容) に基づき送付した代替携帯端末をアイテムに返送して頂きます。

第21条 (禁止事項)

契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないことに承諾して頂きます。

- 本サービスにおける特定スマホ端末の修理の申出時、その他本サービスの利用にあたり、虚偽の届出または申告を行うこと。
- ② 他者になりすまして本サービスを利用する行為。
- ③ 本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
- ④ 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある 行為。
- ⑤ 上記各号の他、法令、公序良俗、本約款もしくは規定等に違反する行為、またはそのおそれのある行為。

第22条 (お客様情報の確認)

アイテムは、特定スマホ端末の修理の申出の受付時に必要と判断した場合、各種確認書類 (本人確認書類等) の写しの提出を契約者に求める場合があります。

第3章 本サービス提供の終了等

第23条 (本サービス提供の終了)

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供 の終了に伴いその本契約を解除する場合は、当社が指定するホームペー ジ等により速やかにその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本 サービスの提供を終了する日を本契約者に通知します。ただし、緊急やむ を得ない場合は、この限りではありません。

第24条 (本契約者が行う契約解除)

本契約者は、本契約を解除しようとするときは、解除の1ヵ月前迄に本サービス取扱所に当社所定の方法により通知して頂きます。

第25条(当社が行う契約解除)

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した 後、本契約を解除することがあります。

- ① 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- ② 本契約者が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス等にかかる料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- ③ 当社の名誉もしくは信用を毀損したとき。
- ④ 当社に損害を与えたとき。
- ⑤ 第 23 条 (本サービス提供の終了) 第 1 項に定めるとき。
- ⑥ 本契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - (1) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

- (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合。
- (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合。
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
- (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

第4章損害賠償

第26条 (損害賠償)

本サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により契約者が損害を被った場合、当社は、月額料相当額を上限として当該損害を賠償します。

附則 (実施期日)

本約款は、2021年6月1日から実施します。

別表 1(月額利用料)

770 円(和

別表 2(負担金)

1 回目	5,500 円(税抜価格 5,000 円)
2 回目以降	11,000 円(税抜価格 10,000 円)

別表 3(対応端末一覧)

メーカー	機種名	型番(例)
Apple	iPhone XS/XS Max	-
Apple	iPhone XR	-
Apple	iPhone 11	-
Apple	iPhone 11 Pro/11 ProMax	-
Apple	iPhone SE(第 2 世代)	-